

電力受給に関する運用申合書(案)

2025年〇月

群馬県管理総合事務所

〇〇〇〇〇〇

電力受給に関する運用申合書

群馬県管理総合事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、群馬県と乙が締結した、2024年〇〇月〇〇日付け、「地産地消型PPA（群馬モデル）」電力売却契約書（以下「原契約」という。）に付帯し、電力売買の円滑化をはかるため、次の条項を申合せらる。

（受給運用上の協力）

第1条 甲及び乙は、電力受給運用について相互に誠意をもって協力する。

（発電計画の提出）

第2条 発電計画の提出は、別添のとおりとする。

2 乙は、原則として甲に対して、月間・週間発電計画の変更要請を行わない。

（流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約量の通知）

第3条 乙は前々月の10日から前月20日迄に一般送配電事業者から通知される流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約を甲へ送付する。

2 甲は前月21日（休日等の場合は直後の営業日）に流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約を確認し、翌日等発電計画に反映させる。ただし、翌日等発電計画のうち、2日後の0:00～及び2:00～の計画には発電制約は反映されない。

（月間作業停止計画の連絡）

第4条 甲は、発電所の停止を伴う作業予定として、発電所名、予定日時及び作業内容を記載した月間作業停止計画について、事前に乙に連絡する。

2 前項の連絡は、甲の定めた様式を用い、当該月の開始から起算して、ひと半月前までに行うこととする。

3 第1項の計画については、甲の連絡後に変更が生じた場合においても再度の連絡は行わない。

（事故時の運用）

第5条 発電設備等の事故により、長期にわたり発電所の停止が予想される場合には、甲は、原則、当該事故直後に提出する翌日等発電計画に反映させるとともに、事故情報を提供する。

2 前項の発電設備等の事故が復旧し、発電所が運転再開した場合においても同様とする。

（連絡経路）

第6条 甲乙間の連絡経路は、別途覚書として定める。

(有効期間及びその他)

第7条 本申合せの有効期間は原契約の有効期間と同一とする。

2 本申合せに疑義が生じた場合、または本申合せに記載されていない事項については、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

以上の申合せの証として本書2通を作成し、各々その1通を保有する。

2025年〇〇月〇〇日

甲 群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号
群馬県管理総合事務所長 〇〇 〇〇

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 役 職 氏 名

別 添

各発電計画の提出については、以下のとおりとする。

(1) 月間発電計画

- 発電所毎の「2ヶ月及び3ヶ月後(計2ヶ月間)における平日並びに休日別の最大・最小電力(kW)」について、
- 様式1(Excelファイル)により、
- 該当計画の初月から起算して2ヶ月前の15日(土日祝日の場合は直近平日)17時までに
- 電子メールにて提出。

(ファイル名称)【群馬県→〇〇〇〇：月間発電計画】〇〇〇〇,〇〇~〇〇〇〇,〇〇

例)「令和6年9月及び10月」を対象とした月間発電計画の提出

- ・7月15日17時までに提出
- ・提出ファイル【群馬県→〇〇〇〇：月間発電計画】2024,09~2024,10

(2) 週間発電計画

- 発電所毎の「土曜日0時から翌々週の金曜日24時までの30分毎の電力量(kWh)」について、
- 様式2(Excelファイル)により、
- 当該計画の初日から起算して10日前(祝日の場合は直近平日)17時までに
- 電子メールにて提出。

(ファイル名称)【群馬県→〇〇〇〇：週間発電計画】〇〇〇〇,〇〇,〇〇~〇〇〇〇,〇〇,〇〇

例)「令和6年9月14日(土)~9月27日(金)」を対象とした週間発電計画の提出

- ・9月4日(水)17時までに提出
- ・提出ファイル【群馬県→〇〇〇〇：週間発電計画】2024,09,14~2024,09,27

(3) 翌日等発電計画

- 発電所毎の「毎日0時から2日後の24時までの30分毎の電力量(kWh)」について、
- 様式3(Excelファイル)により、
- 毎日2時間毎、奇数時間帯に
- 電子メールにて提出。

(ファイル名称)【群馬県→〇〇〇〇：翌日等発電計画】〇〇〇〇,〇〇,〇〇,〇〇〇〇~

例)「令和6年8月6日(火)0時から9日(金)24時」を対象とした翌日等発電計画の提出

- ・8月6日(火)1時から2時間毎(1,3,5...21,23時)に提出。
- ・送付時の2時間半後(30分単位)の計画を提出。
この場合、例えば5時台に提出する計画については、4時時点の供給実績をもとに作成した8時以降の計画値。(2時間半後で30分単位のため3時間後の計画)
- ・提出ファイル【群馬県→〇〇〇〇：翌日等発電計画】2024,08,06,0800~

連絡経路に関する覚書(案)

甲と乙で締結している電力受給に関する運用申合書のうち、第 6 条について、連絡経路を次のとおり定める。

なお、連絡経路に変更があった場合は、その都度本覚書を変更する。

1. 翌日等発電計画に関する事項

全日 24 時間対応 原則、電話による連絡のみ

甲	発電計画関連業務委託受託者〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 不通時: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(当直)	↔	会社名 担当部署 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール: 〇〇〇〇@〇〇〇〇	乙
---	-----------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------	---

2. 発電制約に関する事項、その他、運用申合に関する事項

甲	[平日 08:30~17:15] 群馬県管理総合事務所 運転制御部 保安係 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール: 〇〇〇〇@〇〇〇〇	↔	[平日 08:30~17:15] 会社名 担当部署 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール: 〇〇〇〇@〇〇〇〇	乙
---	---------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------	---

以上の覚書確認の証として本書 2 通を作成し、各々が 1 通を保有する。

2025 年〇〇月〇〇日

甲 群馬県前橋市大渡町一丁目 10 番 7 号
群馬県管理総合事務所長 〇〇 〇〇

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 役 職 氏 名